特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	法人住民税に関する事務　基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
天草市は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
熊本県　天草市長

公表日
令和6年3月21日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	法人住民税に関する事務
②事務の概要	天草市では、地方税法に基づき、市内に事務所や事業所などがある法人等に対して法人市民税を課税している。税額は法人の所得の有無にかかわらず負担する均等割と、所得に応じて負担する法人税割がある。具体的には、 ①それぞれの法人が定める事業年度の終了にあわせて申告書・納付書を送付 ②それぞれの法人で記入された申告書を受け取り、申告書台帳へ登録
③システムの名称	1. Acrocity法人住民税 2. eLTAX
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)法人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条および別表第1の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施しない　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県天草市　市民生活部　課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部課税課　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6050　　mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．法人住民税システム	1．Acrocity法人住民税 2．eLTAX	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条および別表第1の16の項	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条および別表第1の16の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（別表第1省令）第16条	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長　永田　直	課税課長　原田　一郎	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部課税課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	市民生活部課税課 〒863－0013　熊本県天草市今釜新町3715番地 TEL　0969－32－6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成29年6月1日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ－5　②所属長の役職名	課税課長　原田　一郎	課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成29年6月1日　時点	平成30年6月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅰ.8.連絡先	市民生活部課税課 〒863－8631　熊本県天草市今釜新町3715番地 TEL　0969－32－6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	市民生活部課税課 〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－32－6050 mail:siminzei@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ－1　いつ時点の計数か	平成30年6月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ－2　いつ時点の計数か	平成30年6月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	Ⅰ－８　連絡先	863-0013　熊本県天草市今釜新町３７１５番地	863-8631熊本県天草市東浜町８番１号	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ－１　いつ時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年7月7日	Ⅱ－２　いつ時点の計数か	令和1年6月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ－１　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱ－２　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ－１　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ－２　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ－１　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱ－２　いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	